

## 住所地特例について

### ○住所地特例とは

高齢者や障害者が住所地以外の市区町村にある介護保険施設等に入る場合、それまで住んでいた市区町村が引き続き保険者として費用を負担するという社会保険制度の特例措置です。

### ○対象となるサービス付き高齢者向け住宅

老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する事業所  
山梨県内にあるサービス付き高齢者向け住宅は、全ての事業所で判断基準のサービスのひとつである食事の提供をしていますので、有料老人ホームに該当します。

ただし、地域密着特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は住所地特例の対象外となりますが、平成27年3月16日現在、県内のサービス付き高齢者向け住宅で、地域密着特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所はありません。

### ○対象となる者

施行日（平成27年4月1日）以降に（対象となる施設に）入居者した者から対象となり、既に入所している者は住所地特例の対象となりません。

### ○住所地特例制度の届出等について

#### （平成27年4月1日から新たに対象施設になる場合）

平成27年4月以降入居される方は、住所地特例制度の対象となり、介護保険法施行規則第25条第1項及び第2項に規定する住所地特例の適用・変更に関する届書等を保険者である市町村に提出する必要があります。

具体的な手続きについては、入居者の保険者にお問い合わせください。

\*保険者とは、入居者が入居前に住んでいた市町村です。

### ○対象施設の公表について

対象施設（今後対象となる施設を含む）の有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む）については、山梨県のホームページ（健康長寿推進課のページ上）に一覧表を掲載します。

ホームページは随時（毎月1回）更新する予定です。

\*住所地特例の適用に係る手続きに際し、住宅の所番地情報も必要であることから、原則、住宅の番地も、公表いたします。

### ○対象施設から外れる場合の報告について

食事の提供等のサービスの廃止により有料老人ホームに該当しなくなる見込みの場合、事前に、別添の連絡票により山梨県福祉保健部健康長寿推進課へ連絡を願います。

サービス付き高齢者向け住宅の登録内容を変更する場合は、変更後30日以内にその旨を届け出るようになっていますが、この場合、変更の事実が生じてから都道府県等がその事実を把握するまでに時間差が生じてしまうので、事前の連絡をお願いします。

### ○その他

同通知は、健康長寿推進課のホームページに掲示します。

必要な場合は、ダウンロードしてご利用ください。

## 老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

### 第四章の二 有料老人ホーム

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。))の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

## 老人福祉法施行規則

(昭和三十八年七月十一日厚生省令第二十八号)

(法第二十九条第一項 に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二十条の三 法第二十九条第一項 に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

## 介護保険法

(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)

第十三条 次に掲げる施設(以下「住所地特例対象施設」という。))に入所又は入居(以下この条において「入所等」という。)をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者(第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所地特例対象被保険者」という。)であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村(当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。))に入所等をする直前に入所等をしてきた住所地特例対象施設(以下この項において「直前入所施設」という。))及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

### 一 介護保険施設

二 特定施設(有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号) 第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受け

ていないものに限る。)を除く。)

三 **老人福祉法第二十条の四** に規定する養護老人ホーム

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等すること（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる住所地特例対象被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 住所地特例対象被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村及び当該住所地特例対象被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

## 介護保険法施行規則

（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号）

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出）

**第二十五条** 被保険者が、[法第十三条第一項](#) 本文若しくは[第二項](#) の規定の適用を受けるに至ったとき、又は[同項](#) の規定の適用を受けるに至った際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（[法第十三条第一項](#) に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をするによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。

一 被保険者が、[法第十三条第一項](#) 本文若しくは[第二項](#) の規定の適用を受けるに至った年月日又は継続住所変更をした年月日

二 氏名、性別、現住所及び従前の住所

三 入所等をしている住所地特例対象施設の名称

四 被保険者証の番号

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄

2 被保険者が、[法第十三条第一項](#) 本文又は[第二項](#) の規定の適用を受けなくなったときは、十四日以内に、その年月日並びに前項第二号、第四号及び第五号に規定する事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。ただし、[法第十一条](#) の規定により被保険者の資格を喪失した者にあつては、この限りでない。